

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日、
の翌日)

目 次

◇ 規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

◇ 告 示

青少年に有害な図書類の指定

鶏等の移入の禁止の解除

土地改良区の役員の就任

土地改良区の役員の就退任(三件)

土地改良事業計画の変更認可申請の適否の決定

漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定(二件)

基本測量の実施

◇ 公安告示

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律による聴聞

◇ 公 告

二級建築士試験等の実施

規 則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

昭和六十年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第二十九号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(昭和六十年三月鳥取県条例第十二号)の施行期日は、昭和六十年四月二十三日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和六十年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第三十号

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県管住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表の第一種県管住宅の表中

薬師町第二団地

六
一〇、〇〇〇円

を

及びまで	六	一〇、〇〇〇円
までの	一〇	三五、六〇〇円
での	一〇	四三、七〇〇円

に、

六十七号	一	一三、二〇〇円
七十八号から第九百号から	二三	一〇、六〇〇円

を

薬師町第二団地
湯所町第五団地
第一号から第五号までの住宅
第十六号から第二十号の住宅
第六号から第十五号までの住宅

浜坂第七団地
第六十一号の住宅
第六十二号から第七十一号までの住宅
第七十一号から第十三号まで及び第十六号までの住宅

浜坂第七団地
第六十一号の住宅
第六十二号から第六十八号までの住宅
第六十八号から第七十九号の住宅

宅	一	一三、二〇〇円
第六十七号	六	二〇、七〇〇円
第七十八号	一一	二〇、九〇〇円
宅	一	一三、三〇〇円

に、

二四
二一、一〇〇円

を

から第四号まで及びから第十六号までの住宅	八	三〇、四〇〇円
から第十二号までの住宅	八	三八、六〇〇円
から第六号まで及び第十四号から第六十号までの住宅	一三	一七、八〇〇円
号から第十四号まで及び三十九号から第四十六号までの住宅	一六	一八、二〇〇円
五号から第三十八号まで及び第四十七号から第五号までの住宅	三一	一一、七〇〇円

に、

を

米田第二団地
上灘団地
第一号から第十三号の住宅
第五号から第十号までの住宅

河崎団地
第一号から第五号までの住宅
第七号から第十号までの住宅

河崎団地
上福原団地

第一号から第六号まで及び第五十四号から第六十号までの住宅	一三	一七、八〇〇円
第七号から第十四号まで及び第三十九号から第四十六号までの住宅	一六	一八、二〇〇円
第十五号から第三十八号まで及び第四十七号から第五十三号までの住宅	三一	一一、七〇〇円
第一号から第四号まで及び第十三号から第十六号までの住宅	八	三三、三〇〇円
第五号から第十二号までの住宅	八	四〇、九〇〇円

第四十九号から第五十四号まで、第六十一号から第六十七号まで及び第七十五号から第九十号までの住宅	二九	九、八〇〇円
第五十五号から第六十号まで及び第六十八号から第七十四号までの住宅	一三	一六、九〇〇円

第五十二号から第五十四号までの住宅	三	一八、六〇〇円
第五十五号から第六十号まで及び第六十八号から第七十四号までの住宅	一三	一六、九〇〇円
第六十一号から第六十七号まで及び第七十五号から第九十号までの住宅	二三	九、八〇〇円

二団地	一階に所在する住宅	一二	三八、九〇〇円
	二階に所在する住宅	一二	三一、六〇〇円

に、

を

に、

を

上粟島第二団地

上粟島第二地

富益第三

富益第二

富益第一

第二団地	一階に所在する住宅	一二	三八、九〇〇円
	二階に所在する住宅	一二	三一、六〇〇円
第三団地	一階に所在する住宅	八	四一、九〇〇円
	二階に所在する住宅	八	三四、〇〇〇円

に、

外江第一団地

一階に所在する住宅	六	三八、九〇〇円
二階に所在する住宅	六	三一、六〇〇円

を

外江第一団地

一階に所在する住宅	六	三八、九〇〇円
二階に所在する住宅	六	三一、六〇〇円

に、

外江第四団地

一階に所在する住宅	四	四一、九〇〇円
二階に所在する住宅	四	三四、〇〇〇円

誠道第一団地

一階に所在する住宅	一三	一〇、四〇〇円
二階に所在する住宅	一三	一〇、四〇〇円

を

誠道第一団地

第一号から第五号まで及び第十号から第十三号までの住宅	九	一〇、四〇〇円
第六号及び第七号の住宅	二	二〇、三〇〇円

に

改める。

別表の第二種県営住宅の表中

第十号まで	四	八、六〇〇円
百十二号	二	一六、五〇〇円
	一一	八、一〇〇円

五号	一〇	三三、六〇〇円
五号から第十号	一〇	二七、三〇〇円
	一一	六、九〇〇円

	一一	六、九〇〇円
	一八	六、五〇〇円

を

に、

美穂第三団地	第一号の住宅	第一号から第八号から住宅
美穂第三団地	第二号から住宅	第八号から住宅

浜坂第六団地	第百九号及び第百十一号及び住宅
浜坂第八団地	第百七号から第百一十号までの住宅

湯所町第四団地	第二十一号から第二十四号及び第三十六号から第四十号までの住宅
湯所町第六団地	第二十六号から第三十号までの住宅

湯所町第三団地	第一号の住宅
湯所町第四団地	第五号までの住宅

一号及び第二号の住宅	二	一五、四〇〇円
六号から第九号までの住宅	四	八、三〇〇円
	六	三一、二〇〇円

号及び第二号の住宅	二	一五、四〇〇円
号から第九号までの住宅	四	八、三〇〇円

住宅	一	一〇、九〇〇円
から第五号までの住宅	四	一一、〇〇〇円
住宅	一	一一、二〇〇円
から第十一号までの住宅	四	一一、四〇〇円

住宅	一	一〇、九〇〇円
第十四号までの住宅	七	八、三〇〇円
第五号までの住宅	四	一一、〇〇〇円
住宅	一	一〇、九〇〇円

を

に、

美穂第三団地	第一号の住宅	第二号から住宅	第七号から住宅	第八号から住宅
--------	--------	---------	---------	---------

西郷団地	第一号の住宅	第六号から住宅
------	--------	---------

西郷団地	第一号の住宅	第六号から住宅
------	--------	---------

北山団地	第一号の住宅	第二号から住宅
------	--------	---------

若葉第二団地	第一号の住宅	第二号から住宅
--------	--------	---------

三柳第十五団地	一〇	八、三〇〇円	を
	五	一四、九〇〇円	に、
成美第一団地	一〇	八、三〇〇円	を
美第一団地	二	一一、五〇〇円	に、
	一	一六、七〇〇円	
	三	八、五〇〇円	
四団地	八	八、五〇〇円	を
	三	八、五〇〇円	
	三	八、五〇〇円	
団地	六	三〇、八〇〇円	に、
	五	三〇、三〇〇円	
五	三〇、三〇〇円	を	
	八	八、五〇〇円	を
上井第四	上井第四	を	
若葉第二団地	若葉第二団地	を	
ほきもと団地	ほきもと団地	を	

誠道第六団地	第三十七号から第三十九号までの住宅	三	一七、二〇〇円	に
	第四十三号から第四十五号までの住宅	三	一五、九〇〇円	
誠道第四団地	第四十九号から第五十四号までの住宅	六	一四、一〇〇円	を
	第六十三号及び第六十四号の住宅	二	一七、〇〇〇円	
誠道第六団地	第六十七号から第七十号までの住宅	四	八、六〇〇円	に
	第三十七号から第四十二号までの住宅	六	八、四〇〇円	
誠道第四団地	第四十三号から第四十五号までの住宅	三	一五、九〇〇円	を
	第四十九号から第五十四号までの住宅	六	一四、一〇〇円	
上粟島第三団地	第九十五号から第九十八号までの住宅	四	一六、三〇〇円	に
	第九十九号から第百六号までの住宅	八	一〇、四〇〇円	
上粟島第三団地	第九十一号から第九十八号までの住宅	八	八、一〇〇円	を
	第九十九号から第百六号までの住宅	八	一〇、四〇〇円	
三柳第十五団地	第二百九号及び第二百十号の住宅	二	一六、六〇〇円	に
	第二百三号から第二百八号までの住宅	六	八、三〇〇円	

改める。

附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 次の表の第一欄及び第二欄に掲げる県営住宅の家賃については、同表の第三欄に掲げる期間は、改正後の鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則別表の規定にかかわらず、それぞれ次の表の第四欄に定める額とする。

富益第三団地	上福原団地	湯所町第五団地	第一号から第五号まで及び第六号から第二十号までの住宅	第六号から第十号までの住宅	第一号から第四号まで及び第十六号までの住宅	第五号から第十号までの住宅	一階に所在する住宅
			昭和三十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	昭和六十一年四月二十三日から昭和六十二年三月三十一日まで	昭和六十一年四月一日から昭和六十二年三月三十一日まで	昭和六十一年四月二十三日から昭和六十二年三月三十一日まで
			三二、四〇〇円	三四、〇〇〇円	三九、二〇〇円	四一、四〇〇円	三〇、八〇〇円
			三九、七〇〇円	三七、六〇〇円	三八、七〇〇円		

告示

鳥取県告示第四百九十二号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

外江第四団地		二階に所在する住宅	昭和三十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	三二、四〇〇円
一階に所在する住宅	昭和三十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	昭和三十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	昭和三十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	三九、七〇〇円
	昭和三十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	昭和三十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	昭和三十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	三七、六〇〇円
二階に所在する住宅	昭和三十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	昭和三十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	昭和三十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	三一、〇〇〇円
昭和三十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	昭和三十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	昭和三十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	昭和三十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日まで	三一、五〇〇円

指定 番号	種 別	図 書		行 記号等	類 表示された発 行所名
		題 号	種 記号等		
1848	雑誌その他 の刊行物	S E X Y ・ E Y E S VOL.24 10,000回の絶頂裂唇アカムケ	S I - 6 - E		樹アツパル社
1849	"	セクシーボトム OH I M A M K O	S B - 6 - E		アツパル社
1850	"	エクスタジー感じさせて ロマンティックトライナイト	F D - チ 5		アリス出版
1851	"	くい込みだ下着 魔法の下着	F D - チ 8		アリス出版
1852	"	フインガープレス 朝まで眠れない眠らせない	F G - 6 - E		アリス出版
1853	"	黒い下着の女	C H - チ 0		アリス出版
1854	"	監禁暴行魔 少女監禁	F D - チ 6		キャロル出版
1855	"	R O R O 5月号	雑誌 0 9 7 3 7 - 5		辰巳出版株式会社
1856	"	S U N ・ S E T S U N ・ R I S E 遊子	C I - チ 7		チャチハウス
1857	"	H i h e e l P U S S Y T A L K	H H - 6 - E		土曜出版新社
1858	"	発情期 濡れたセーラー	F D - チ 7		Do 企画
1859	"	必殺絶頂体位 乱れからくり	F D - チ 9		Do 企画
1860	"	へい / バチナー 5月号	雑誌コー ド 0 7 9 7 3 - 5		株式会社白波書房
1861	"	ビデオ スクラソノブル キヤビキヤビ少女の突撃売春	V S - 6 - E		なし

1862	"	漫画ハンター 5月号	雑誌コー ド 0 7 5 4 1 - 5		おまとりお社
1863	"	漫画ユーロトピア 5月号	雑誌 0 8 9 3 7 - 5		樹笠倉出版社
1864	"	漫画ラブレター 5月号	雑誌 1 8 6 5 5 - 5		樹笠倉出版社
1865	"	漫画ラブ&ラブ 5月号	雑誌コー ド 0 9 1 4 9 - 5		樹セゾン新社
1866	"	漫画プラザ 5月号	雑誌コー ド 0 7 8 1 3 - 5		株式会社蒼竜社
1867	"	漫画カルメン 5月号	雑誌コー ド 0 8 6 3 1 - 5		株式会社蒼竜社
1868	"	激画ジャック 5月号	雑誌 0 3 6 2 1 - 5		株式会社大洋書房
1869	"	漫画ピラニア 5月号	雑誌コー ド 1 1 8 3 1 - 5		辰巳出版機
1870	"	官能劇画 5月号	雑誌 0 2 5 2 7 - 5		樹みのり書房
1871	"	劇画野郎 5月号	雑誌 0 3 9 3 - 5		シリオン出版機
1872	"	人妻・隠し撮り	雑誌 0 3 6 1 4 - 5		シリオン出版
1873	"	覗かれた花びら	雑誌 0 8 6 5 4 - 4		シリオン出版

鳥取県告示第四百九十三号

昭和六十年三月鳥取県告示第二百六十二号（鶏等の移入の禁止について）
が、廃止した。

昭和六十年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八東土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

就任した役員の氏名及び住所

理事 小 椋 斌 弘 八頭郡八東町大字徳丸四四八
監事 加 藤 正 男 " 大字皆原八一

昭和六十年四月一日就任 任期昭和六十二年十二月二十九日まで

鳥取県告示第四百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり新開川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 永 見 正 栄 米子市西三柳二二九四―一
昭和六十年一月十二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 永 見 新 一 米子市西三柳二一八五
昭和六十年四月三日就任 任期昭和六十三年四月五日まで

鳥取県告示第四百九十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり鴨ヶ池土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 伊 藤 実 米子市日下二六九
" 畑 中 愛 国 " 二九六
" 藤 川 吉之進 " 五六二
" 田 中 美 雄 " 五六七
" 村 上 升 一 " 石州府六二二
" 船 寄 春 芳 " 福万二六六
" 西 村 政 雄 " 一七五一

木村兼吉 一九二一—四
 船岡市秋 四九三—二
 山本聡明 石州府四一六
 内田文夫 日下二八〇
 森山繁義 福万七二二—一
 野坂一郎 石州府四四九

昭和六十年三月二十二日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 伊藤 実 米子市日下二六九
 田中美雄 五六七
 山田一雄 三三三
 仲田祐康 五四一
 高木 登 福万八七二—二
 船寄春芳 二六六
 田村幸則 一九五—一
 福島 豊 一八二
 船岡市秋 四九三—二
 田口量一 石州府四九四
 松波 保 日下七五七
 田中 弘 福万七二六—一
 高橋 皓 四四四

昭和六十年三月二十三日就任 任期四年

鳥取県告示第四百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十四号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり以西土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 高力恒雄 東伯郡赤碕町大字高岡四五四
 斉尾克己 大字竹内五八二
 小川道雄 二七一
 小川正則 二八六
 谷本 茂 五七四
 入江忠夫 大字宮木三一〇—一
 入江重雄 七一—三
 高力克文 大字高岡四五二
 川上幸一 五六
 永田博道 三〇〇
 谷本正文 大字山川二一三
 大口 肇 五二〇—一
 前田 勉 大字大父三四〇
 山本哲嗣 三五七—一
 浪花数雄 八五〇—一

監事 高力 義雄 大字高岡三八七―一

“ 牧田 正毅 大字竹内五二一

“ 川上 薫 三六一―一

昭和六十年三月二十九日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 斉尾 克己 東伯郡赤碓町大字竹内五八二

“ 高力 孝治 大字高岡四二一

“ 小川 道雄 大字竹内二七一

“ 小川 正則 二八六

“ 谷本 茂 五七四

“ 入江 忠夫 大字宮木三一〇―一

“ 入江 重雄 七一―三

“ 高力 稔二 大字高岡三六四―二

“ 永田 博道 三〇〇

“ 岩本 東 七〇

“ 山本 哲嗣 大字大父三五七―一

“ 前田 勉 三四〇

“ 小椋 弘志 八六四

“ 谷本 正文 大字山川二二三

“ 大川 肇 五二〇―一

“ 川上 薫 大字竹内三六一―一

“ 牧田 正毅 五二一

“ 高力 博文 大字高岡三六六

昭和六十年三月三十日就任 任期四年

鳥取県告示第四百九十八号

気高町が行う土地改良事業（団体営ほ場整備事業瑞穂南部地区ほ場整備）に係る土地改良事業計画の変更認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十年四月二十四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

気高町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百九十九号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第二項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和六十年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
中山加入区	漁業災害補償法第百四条第二号に掲げる漁業

鳥取県告示第五百号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第百八条の二第四項において準用する同法第百五条の二第三項の規定に基づき、発起人から届出のあつた次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第百八条の二第三項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第四項において準用する同法第百五条の二第四項の規定により告示する。

昭和六十年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

加入区	漁業の区分
田後加入区	中型いかつり漁業

鳥取県告示第五百一号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から基本測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十年四月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 作業種類 基本測量（二万五千分の一基本図修正測量）
- 二 作業期間 昭和六十年四月十八日から同年十二月十四日まで
- 三 作業地域 鳥取市、岩美郡岩美町、福部村及び国府町並びに八頭郡家町、船岡町、八東町及び若桜町

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律
第二百二十二号）第四十一条第一項前段の規定に基づき、次のとおり公開に
よる聴聞を行うので、同項後段の規定により告示する。

昭和六十年四月二十三日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

一 聴聞の期日及び場所

昭和六十年五月一日 午後一時から

鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県公安委員会委員室（鳥取県庁本
庁舎七階）

二 被聴聞者の住所及び名称

米子市東倉吉町五四番地三

大貴実業有限公司

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、昭和60年二級
建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

昭和60年4月23日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 受験資格

(一) 学科の試験

昭和60年7月21日現在において次のいずれかに該当する者

(イ) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若しくは高等専門
学校、旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学若しくは旧専
門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の
建築に関する課程を修めて卒業した者又はこれらの学校において、
正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築に関して1年以
上の実務の経験を有する者

(ロ) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36
号）による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を
修めて卒業した後、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者

(ハ) 知事がイ又はロと同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

(ニ) 建築に関して7年以上の実務の経験を有する者

(2) 建築設計製図の試験

学科の試験に合格した者及び建築士法施行細則（昭和25年11月鳥取
県規則第85号）第11条の規定により学科の試験を免除された者

2 受験申込みの受付期間等

(1) 受験申込みの受付期間

昭和60年5月18日（月）から同月17日（金）まで

(2) 受験申込書の提出先

所定の受験申込書を鳥取県鳥取土木事務所、鳥取県倉吉土木事務所
又は鳥取県米子土木事務所に提出すること。

(3) 受験手数料

9,000円に相当する金額の鳥取県収入証紙を受験申込書にはり付け
ること。

3 試験期日及び時間割

(1) 学科の試験

昭和60年7月21日(日)

9時30分から12時30分まで 建築法規及び建築計画

13時30分から16時30分まで 建築構造及び建築施工

(2) 建築設計製図の試験

昭和60年9月15日(日)

12時00分から16時30分まで

4 建築設計製図の課題

(1) 二級建築士試験

「美容室併用住宅(木造二階建て)」

(2) 木造建築士試験

「専用住宅」

5 試験の場所

(1) 学科の試験

鳥取市生山111番地 鳥取県立鳥取工業高等学校

(2) 建築設計製図の試験

鳥取市生山111番地 鳥取県立鳥取工業高等学校

6 合格者の発表

(1) 学科の試験の合格者に対しては、昭和60年8月23日(金)にその旨
を通知する。

(2) 最終合格者の発表は、昭和60年10月22日(火)に鳥取県公報に公告

するとともに、合格者にその旨を通知する。

7 その他

詳細については、鳥取県土木部建築課、鳥取県鳥取土木事務所、鳥取
県倉吉土木事務所又は鳥取県米子土木事務所にお問い合わせること。